

浜松市ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市ひとり親家庭等生活向上事業の実施について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦(以下、「ひとり親家庭等」という。)は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭等の地域での生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は浜松市とし、事業の実施については、ひとり親家庭等を対象とした活動を主とし、かつ、当該事業の遂行に必要な知識・経験を有する団体(以下、「受託者」という。)に委託することができる。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) ひとり親家庭等相談支援事業

ア 事業内容

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は自身や児童の健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

そのような困難を解決し、ひとり親家庭等の自立を支援するため、ひとり親家庭等の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報の提供等を実施するものとする。

イ 対象者

ひとり親家庭等を対象者とする。

ウ 実施方法等

(ア) 相談に応じる者(以下、「相談員」という。)は、ひとり親家庭等の現状についての理解を有し、ひとり親家庭等からの相談に対して適切な助言、指導等ができるものを選定すること。

(イ) 相談員は、育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行うこと。

また、必要に応じて、相談者の同意を得た上で、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターに相談者について情報提供を行うこと。

なお、生活一般に係る相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行なうこと。

(ウ) 相談は、平日夜間や土日祝日に実施するなど、ひとり親家庭等の生活実態やニーズを踏まえて実施すること。

(エ) 相談の実施方法は、電話相談、来所相談、出張相談又は訪問相談等によること。

(オ) 効果的な相談支援等を行うため、地域における子育て支援や就学支援等のひとり親家庭等の自立支援に活用できる施策・取組の把握に努めること。また、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取り次ぎが可能となるよう、各支援・取組の関係部署・機関との連携を図ること。

(2) 生活支援講習会等事業

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するものとする。また、講習会後に悩みごと相談会を実施するなど、ひとり親家庭等の交流・情報交換の機会を設け、ひとり親家庭等の孤立化の防止を図る。なお、ひとり親家庭等が利用しやすいよう、講習会・相談会を実施する際、必要がある場合には児童を預かる託児サービスを併せて提供するものとする。

ア 事業内容

(ア) 生活支援講習会

生活支援講習会の講習種目は、ひとり親家庭等の生活指導を行うために必要な、次の講習とする。

あ 児童のしつけ・育児に関する講習

い 養育費の取得手続きに関する講習

う 健康づくりに関する講習

え 児童の健全育成に関する講習

お コミュニケーション能力の向上など、自己啓発に関する講習

か 職業体験等、就労意欲の形成に関する講習

き その他、地域において必要と認める講習

(イ) 生活相談

あ 各種講習終了後、上記(1)のひとり親家庭等相談支援事業の相談員等を活用した個別相談または参加者同士による生活相談会を実施する。

い 個別相談または参加者同士による生活相談会を実施した場合には、相談記録を整備し、必要に応じて、相談者本人の承諾を得て母子・父子自立支援員等関係者に情報提供を行うこと。

(ウ) 託児サービス

必要に応じて、生活支援講習会、生活相談を受けているひとり親家庭の児童を講習会や相談中に預かる託児サービスを実施する。

イ 対象者

ひとり親家庭等を対象とする。

ウ 実施方法等

(ア) 生活支援講習会

あ 上記ア(ア)に掲げる各講習種目のうち年二種目以上実施し、それぞれ二回以上実施すること。

い 講習内容は、講習を受講することにより受講者の自立につながると認められる

ものとする。

(イ) 生活相談

- あ 生活相談に応じる者は、生活支援講習会の講習内容に関し知識・経験を有し、適切な助言をすることができる者を選定すること。
- い 生活相談に当たっては、相談者の状況に応じて適切な助言を行うとともに、必要に応じて関係機関と連絡を密にすること。
- う 生活相談により得た情報の取り扱いについては、機密保持に十分に配慮すること。

(ロ) 託児サービス

- あ 託児サービスを行う場合は、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。
- い あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
- う 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分に配慮すること。
- え 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

(関係機関との連携)

第5条 この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、ひとり親家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員、母子・父子福祉団体、母子生活支援施設等の関係機関との連携を密にするものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 浜松市母子家庭等福祉対策促進事業実施要綱(平成20年4月1日施行、平成23年4月1日最終改正)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。